資料3

改定 寒川町みどりの基本計画の一部改定について（報告）

令和8年度　第2回寒川町都市計画審議会

令和8年8月24日

寒川町　都市建設部　都市整備課

１　寒川町みどりの基本計画とは

２　一部改定の内容

３　目標年次における目標水準

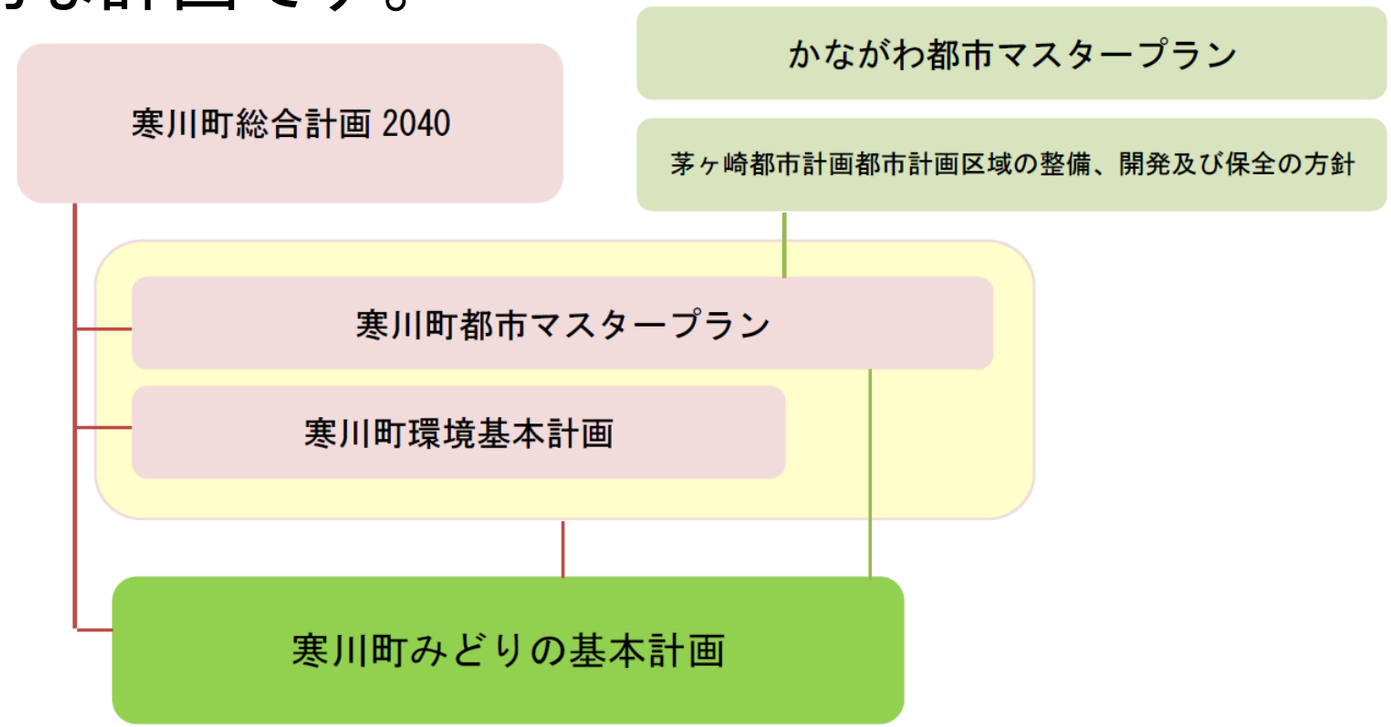
４　説明会・パブリックコメントご意見

５　みどりの基本計画一部改定に係る手続きの流れ

６　【参考】公園等の概要

みどりの基本計画とは

「みどりの基本計画」とは、都市緑地法第4条に規定される法定計画であり、主として都市計画区域内における町のみどりとオープンスペースの保全・創出に関する総合的な計画です。



出典：改定寒川町みどりの基本計画

１　寒川町みどりの基本計画とは

２　一部改定の内容

３　目標年次における目標水準

４　説明会・パブリックコメントご意見

５　みどりの基本計画一部改定に係る手続きの流れ

６　【参考】公園等の概要

①組織の見直しによる所管課変更

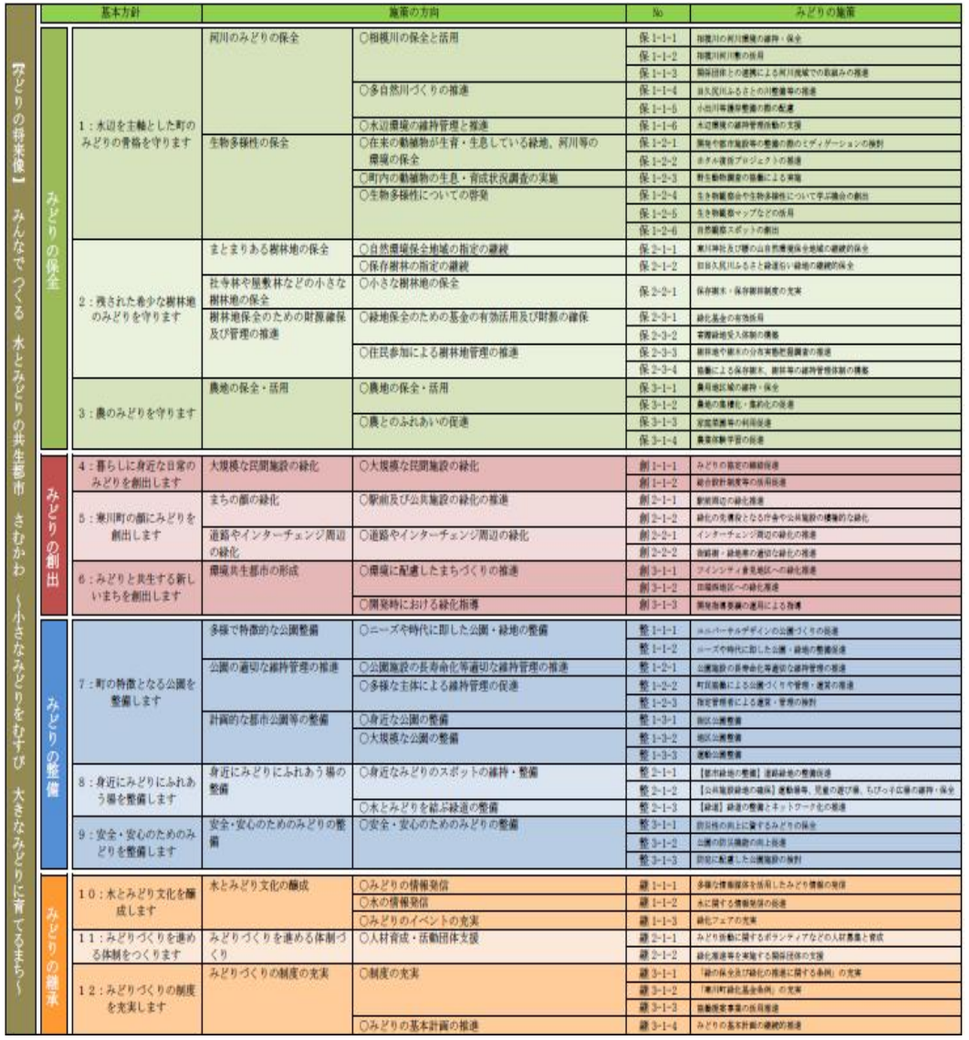
55施策のうち…

40施策は都市みどり担当（現：都市整備課）が所管している

施策NO	みどりの施策	担当課	実施時期 前期	中期	後期
保1−2−1	開発や都市施設等の整備の際のミティゲーションの検討	都市計画課		●	●
保1−2−2	ホタル復活プロジェクトの推進	都市計画課 環境課	●	●	●

担当課の変更が必要！

※「都市計画課」から「都市整備課」へ変更



基本方針	施策の方向		No	みどりの施策
1：水辺を主軸とした町のみどりの骨格を守ります	河川のみどりの保全	○相模川の保全と活用	保1-1-1	相模川の河川環境の維持・保全
			保1-1-2	相模川河川敷の活用
			保1-1-3	関係団体との連携による河川流域での取組みの推進
		○多自然川づくりの推進	保1-1-4	当久保川ふるさとの川整備等の推進
			保1-1-5	小出川等護岸整備の際の配慮
		○水辺環境の維持管理と推進	保1-1-6	水辺環境の維持管理活動の支援
	生物多様性の保全	○在来の動植物が生育・生息している緑地、河川等の環境の保全	保1-2-1	開発や都市施設等の整備の際のミティゲーションの検討
			保1-2-2	ホタル復活プロジェクトの推進
		○町内の動植物の生息・育成状況調査の実施	保1-2-3	野生動物調査の協働による実施
		○生物多様性についての啓発	保1-2-4	生き物観察会や生物多様性について学ぶ機会の創出
			保1-2-5	生き物観察マップなどの活用
			保1-2-6	自然観察スポットの創出
2：残された希少な樹林地のみどりを守ります	まとまりある樹林地の保全	○自然環境保全地域の指定の継続	保2-1-1	寒川神社及び腰の山自然環境保全地域の継続的保全
		○保存樹林の指定の継続	保2-1-2	旧当久保川ふるさと緑道沿い緑地の継続的保全
	社寺林や屋敷林などの小さな樹林地の保全	○小さな樹林地の保全	保2-2-1	保存樹木・保存樹林制度の充実
	樹林地保全のための財源確保及び管理の推進	○緑地保全のための基金の有効活用及び財源の確保	保2-3-1	緑化基金の有効活用
			保2-3-2	市街緑地受入体制の構築
		○住民参加による樹林地管理の推進	保2-3-3	樹林地や樹木の分布実態把握調査の推進
			保2-3-4	協働による保存樹木、樹林等の維持管理体制の構築
3：農のみどりを守ります	農地の保全・活用	○農地の保全・活用	保3-1-1	農用地区域の維持・保全
			保3-1-2	農地の集積化・集約化の促進
		○農とのふれあいの促進	保3-1-3	市民農園等の利用促進
			保3-1-4	農業体験学習の促進
4：暮らしに身近な日常のみどりを創出します	大規模な民間施設の緑化	○大規模な民間施設の緑化	創1-1-1	みどりの協定の締結促進
			創1-1-2	総合設計制度等の活用促進
5：寒川町の顔にみどりを創出します	まちの顔の緑化	○駅前及び公共施設の緑化の推進	創2-1-1	駅前周辺の緑化推進
			創2-1-2	緑化の先導役となる庁舎や公共施設の積極的な緑化
	道路やインターチェンジ周辺の緑化	○道路やインターチェンジ周辺の緑化	創2-2-1	インターチェンジ周辺の緑化の推進
			創2-2-2	街路樹・緑地帯の適切な緑化の推進
6：みどりと共生する新しいまちを創出します	環境共生都市の形成	○環境に配慮したまちづくりの推進	創3-1-1	フインシティ倉見地区への緑化推進
			創3-1-2	田端新地区への緑化推進
		○開発時における緑化指導	創3-1-3	開発指導要綱の運用による指導
7：町の特徴となる公園を整備します	多様で特徴的な公園整備	○ニーズや時代に即した公園・緑地の整備	整1-1-1	ユニバーサルデザインの公園づくりの促進
			整1-1-2	ニーズや時代に即した公園・緑地の整備促進
	公園の適切な維持管理の推進	○公園施設の長寿命化等適切な維持管理の推進	整1-2-1	公園施設の長寿命化等適切な維持管理の推進
		○多様な主体による維持管理の促進	整1-2-2	町民協働による公園づくりや管理・運営の推進
			整1-2-3	指定管理者による運営・管理の検討
	計画的な都市公園等の整備	○身近な公園の整備	整1-3-1	地区公園整備
		○大規模な公園の整備	整1-3-2	地区公園整備
			整1-3-3	運動公園整備
8：身近にみどりにふれあう場を整備します	身近にみどりにふれあう場の整備	○身近なみどりのスポットの維持・整備	整2-1-1	【都市緑地の整備】道路緑地の整備促進
			整2-1-2	【公共施設緑地の確保】運動場等、児童の遊び場、もびっ子広場の維持・保全
		○水とみどりを結ぶ緑道の整備	整2-1-3	【緑道】緑道の整備とネットワーク化の推進
9：安全・安心のためのみどりを整備します	安全・安心のためのみどりの整備	○安全・安心のためのみどりの整備	整3-1-1	防災性の向上に資するみどりの保全
			整3-1-2	公園の防災機能の向上促進
			整3-1-3	防災に配慮した公園施設の検討
10：水とみどり文化を醸成します	水とみどり文化の醸成	○みどりの情報発信	継1-1-1	多様な情報媒体を活用したみどり情報の発信
		○水の情報発信	継1-1-2	水に関する情報発信の促進
		○みどりのイベントの充実	継1-1-3	緑化フェアの充実
11：みどりづくりを進める体制をつくります	みどりづくりを進める体制づくり	○人材育成・活動団体支援	継2-1-1	みどり活動に関するボランティアなどの人材養成と育成
			継2-1-2	緑化推進等を実施する関係団体の支援
12：みどりづくりの制度を充実します	みどりづくりの制度の充実	○制度の充実	継3-1-1	「緑の保全及び緑化の推進に関する条例」の充実
			継3-1-2	「寒川町緑化基金条例」の充実
			継3-1-3	協働提案事業の採用推進
		○みどりの基本計画の推進	継3-1-4	みどりの基本計画の継続的推進

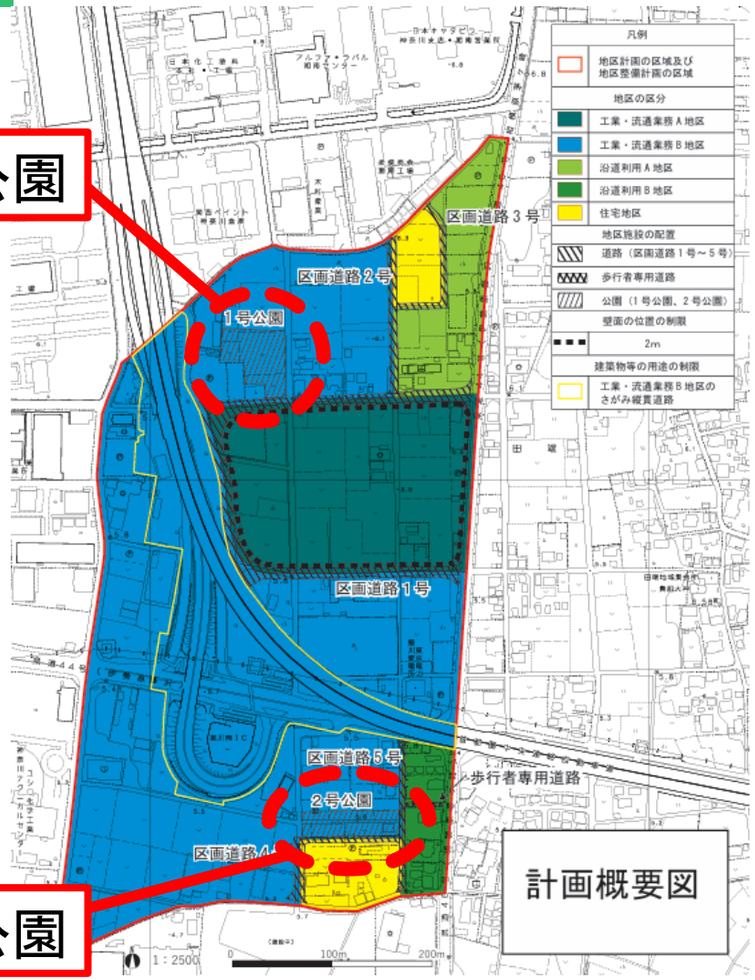
②新たな公園整備による文言削除

田端西地区土地区画整理事業の換地処分公告に伴い、
新たな公園が提供された

※2040 年の目標水準に含まれる主な都市公園
都市公園　ツインシティ倉見地区や田端西地区のまちづくりによる公園、第４号相模川田端緑地及び第５号相模川一之宮緑地を想定

文言の削除が必要！

※「田端西地区」を削除



※田端西地区地区計画（計画書）より

③その他施策内容等の見直し

計画策定当時から現在までの期間において、
変更している施策がある

施策NO	みどりの施策	担当課	実施時期 前期	中期	後期
保2−3−1	緑化基金の有効活用	都市計画課	●	●	●
保2−3−2	寄贈緑地受入体制の構築	都市計画課			●

○緑地保全のための基金の有効活用及び財源の確保

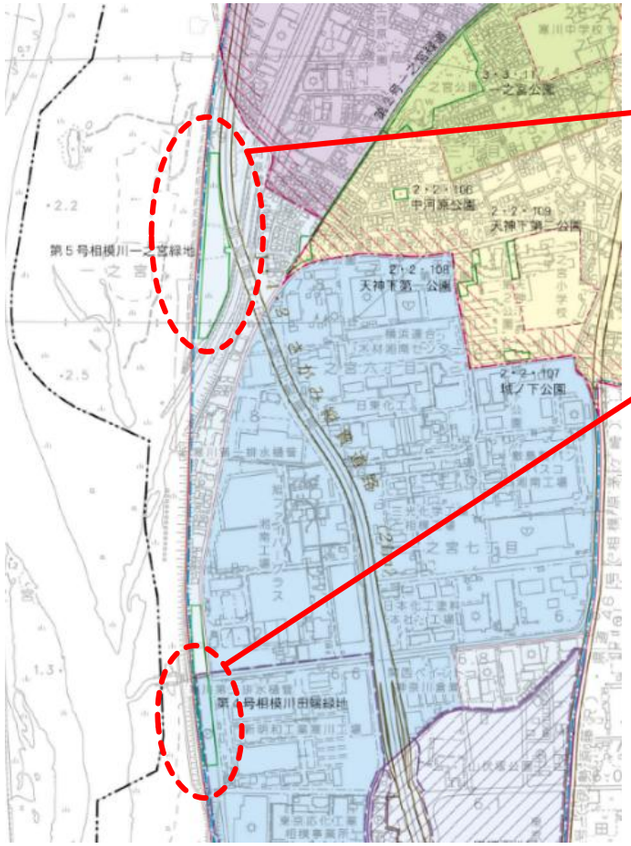
・緑地の保存や緑化の推進の財源として本町では緑化基金を有しており、有効な活用による緑地の保全及び緑化の推進を図ります。また、寄贈緑地の受け入れ体制の整備を構築します。

施策の修正等が必要！

※「都市計画課」から「都市整備課」へ変更

令和5年10月31日に緑化基金を廃止し、まちづくり基金に統合
現在は、まちづくり基金を活用して緑化を推進している

④都市計画緑地に関する方針の変更



第5号相模川一之宮緑地

現　状：「都市緑地」として整備
方針案：「近隣公園」として整備
（さむかわ西公園）

第4号相模川田端緑地

現　状：「都市緑地」として整備
方針案：緑地として廃止

配置等を再考する上での参考指針

- 住民一人当たりの都市公園の敷地面積
- 都市公園の配置及び規模
- 上位計画及び関連計画との整合

などを考慮

○【参考】現況（第５号緑地）



「やすらぎ」の機能
「にぎわい」の機能
これらを「両立」
＋　防災拠点の機能

⬇

「公園」とする

公園イメージ図



このタイミングにおける一部改定の理由

理由１：改定してから5年が経過した

・令和3年に改定してから5年が経過し、見直すタイミングであった。

理由２：未整備である緑地の整備方針を検討していた

・主な未整備の緑地①：第4号相模川田端緑地　→ 未整備とし確保目標から除く
・主な未整備の緑地②：第5号相模川一之宮緑地　→ 基幹公園に位置付けを変更

１　寒川町みどりの基本計画とは
２　一部改定の内容
３　目標年次における目標水準
４　説明会・パブリックコメントご意見
５　みどりの基本計画一部改定に係る手続きの流れ
６　【参考】公園等の概要

3　目標年次における目標水準

緑地の目標水準

緑地の確保目標水準

※（ ）内は令和3年4月時点の目標値

緑地の確保目標量	市街化区域面積に対する割合	都市計画区域に対する割合
令和2年度 現在	おおむね48.6ha　6.7%	おおむね379.1ha　28.2%
令和22年度	**おおむね53.3ha　7.2%** （おおむね52.5ha　7.1%）	**おおむね380.8ha　28.4%** （おおむね380.1ha　28.3%）

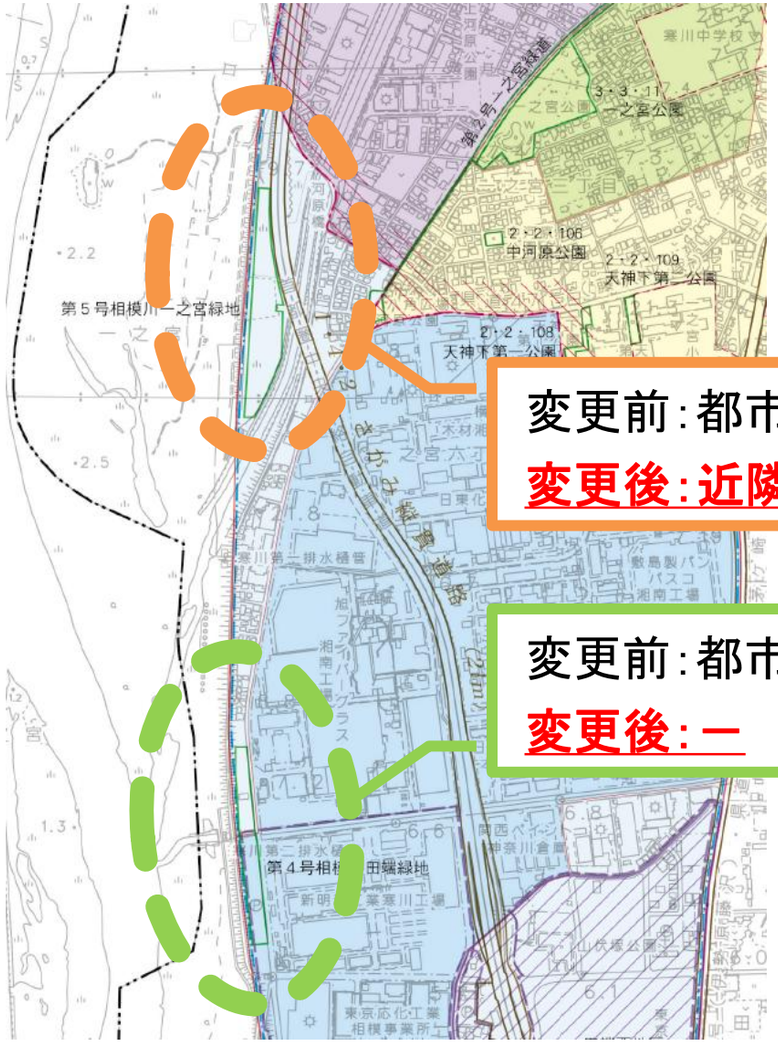
都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

年次		令和2年（2020年）	令和22年（2040年）
都市計画区域人口1人当たりの目標水準	都市公園	3.91㎡/人	**5.04㎡/人** （4.89㎡/人）
	都市公園等	11.80㎡/人	**13.45㎡/人** （13.30㎡/人）

※2040年の目標水準に含まれる主な都市公園
都市公園ツインシティ倉見地区のまちづくりによる公園や近隣公園（さむかわ西公園）を想定

3　目標年次における目標水準

今回の変更に関する整理



変更前：都市緑地 約1.1ha

変更後：近隣公園 約2.5ha

変更前：都市緑地 約0.67ha

変更後：ー

【将来目標値】	変更前		今回の変更		変更後	
都市緑地	6箇所	2.25ha	−2箇所	−1.77ha	4箇所	0.48ha
近隣公園（基幹公園）	1箇所	1.50ha	+1箇所	+2.5ha	2箇所	4.00ha
合計	7箇所	3.75ha	−1箇所	+0.73ha	6箇所	4.48ha

※総量としては0.73ha増加

【将来目標値】	変更後	
都市緑地	4箇所	0.48ha
近隣公園（基幹公園）	2箇所	4.0ha
合計	6箇所	4.48ha

１　寒川町みどりの基本計画とは
２　一部改定の内容
３　目標年次における目標水準
４　説明会・パブリックコメントご意見
５　みどりの基本計画一部改定に係る手続きの流れ
６　【参考】公園等の概要

説明会の主な意見要旨

質　　疑	回　　答
カフェ設置に伴う町の関わりについて。	カフェ設置等に伴う許可の判断はするが、費用は事業者が負担する。
防犯について心配している親がいるが対応はどのように考えているか。	防犯カメラの設置や警察と連携して防犯に取り組む。
既存の公園についても、安心・安全・サービスの部分でちゃんと管理してもらいたい。	計画を立てて、管理していく。

4　説明会・パブリックコメントご意見

パブリックコメントの実施結果及び主な意見要旨等

1. 募集期間　：7月21日（火）から8月20日（木）
2. 意見提出者：4名
3. 意見総数　：17件

計画該当箇所	ご意見（要旨）
計画案P11 第2章 寒川町のみどり概要	「みどりの少ない寒川町」の「みどりの基本計画」にとって、「生物多様性増進促進法（略称）」の役割は大きいと思います。何よりも目標が明確になり、具体的活動が公的に認定されます。 秦野市のみどりの計画（2026.3）には自然共生サイト認定の目標が入っていますが、寒川町はそこまではいかなくとも「自然共生サイト認定に向けての取り組みを進める」あるいは「生物多様性増進促進法（略称）の取り組みを進める」ということの追記を希望します。
計画案P46 第4章 みどりの基本施策 （整備1-2）	川とのふれあい公園や倉見野球場の簡易トイレやベンチ等の老朽化

など

計画への反映

無し

※関係各課等と調整し、
対応について検討してまいります。

５　みどりの基本計画一部改定に係る手続きの流れ

１　寒川町みどりの基本計画とは

２　一部改定の内容

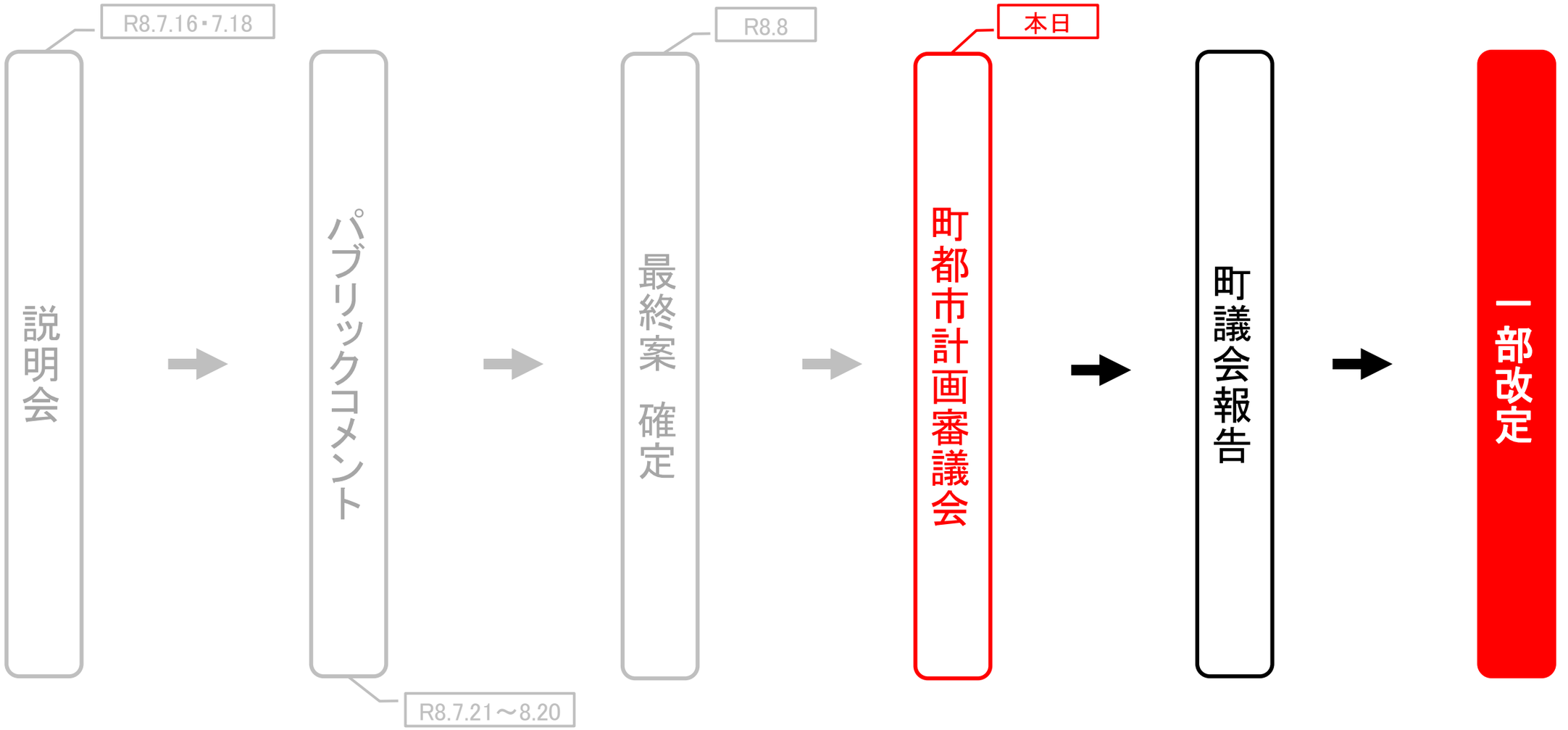
３　目標年次における目標水準

４　説明会・パブリックコメントご意見

５　みどりの基本計画一部改定に係る手続きの流れ

６　【参考】公園等の概要

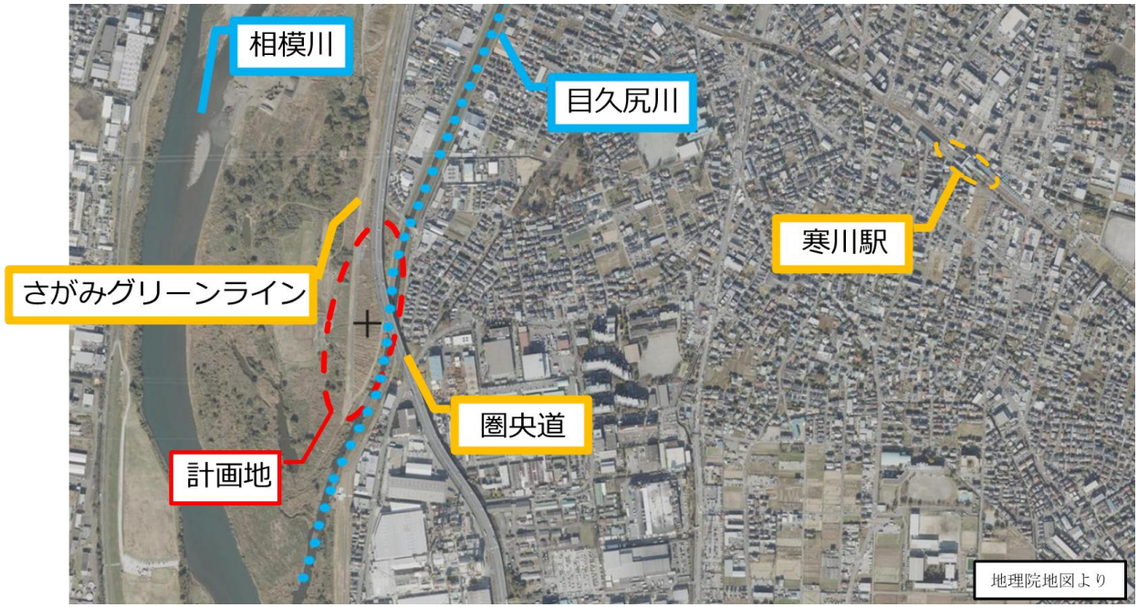
5　みどりの基本計画一部改定に係る手続きの流れ



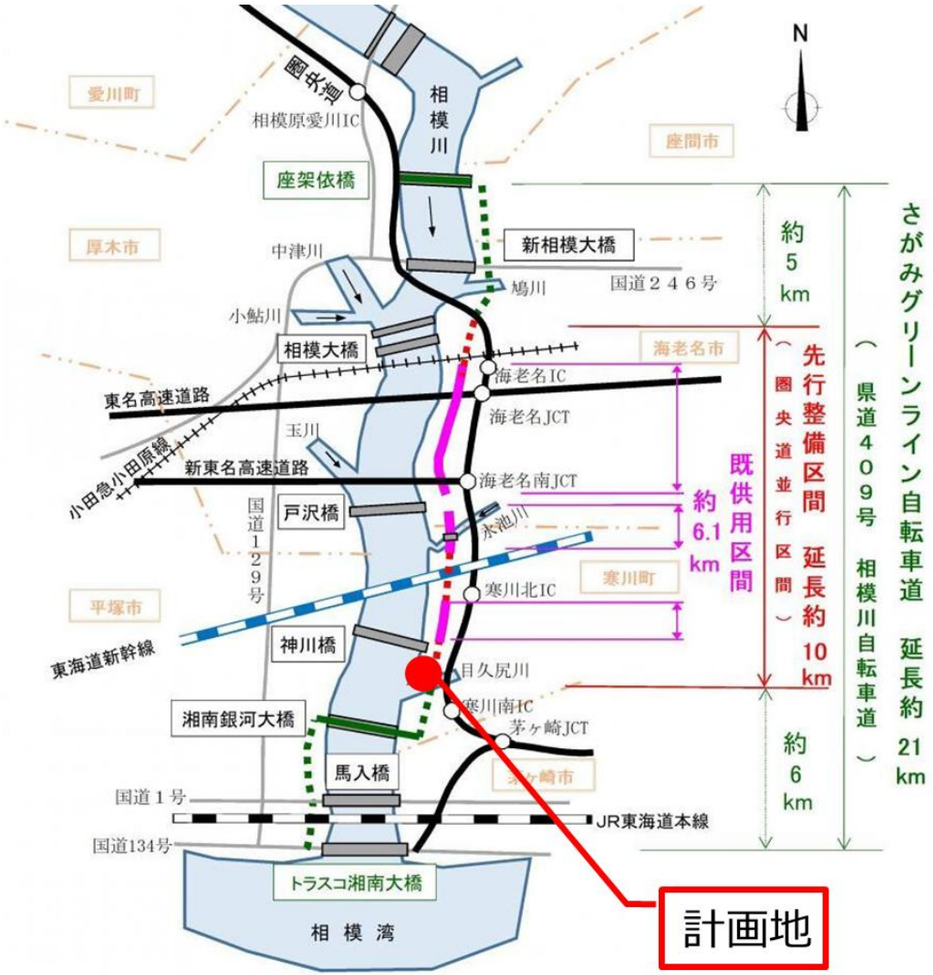
１　寒川町みどりの基本計画とは
２　一部改定の内容
３　目標年次における目標水準
４　説明会・パブリックコメントご意見
５　みどりの基本計画一部改定に係る手続きの流れ
６　【参考】公園等の概要

6　【参考】公園等の概要

公園の立地











6　【参考】公園等の概要

公園のイメージ

にぎわいのエリア

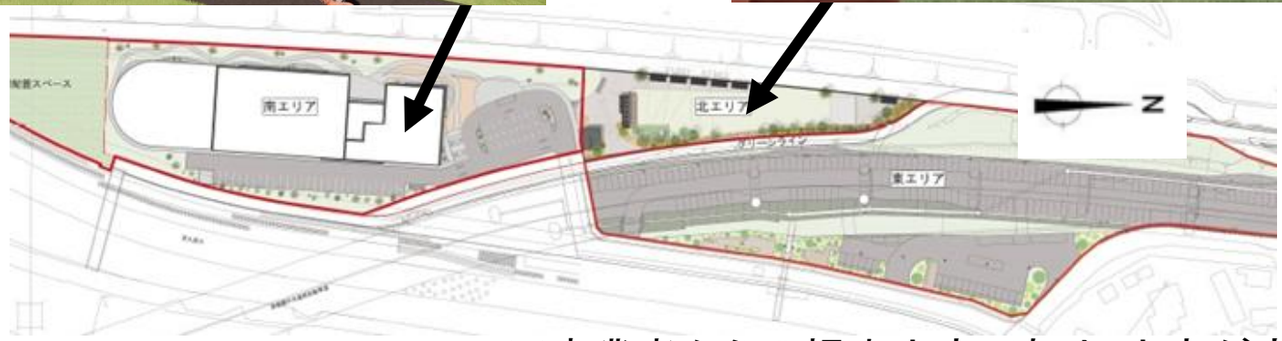
「世界唯一のストリートスポーツパーク」を目指して施設を整備します。初心者からトップアスリートまでがスケートボードやBMXを楽しめる施設を整備します。世界大会を 開催できる施設とし、町から世界に羽ばたく若者を育てていくための基盤をつくります。



やすらぎのエリア

多くの方が集い、楽しみ、憩える場所となるように芝生の広場にベンチ、カフェ、レストランなどが設置される予定です。ピクニックなどができる居心地のよい空間をつくります。さらに 多様なイベント等を実施し、さまざまな人が楽しめる公園とします。

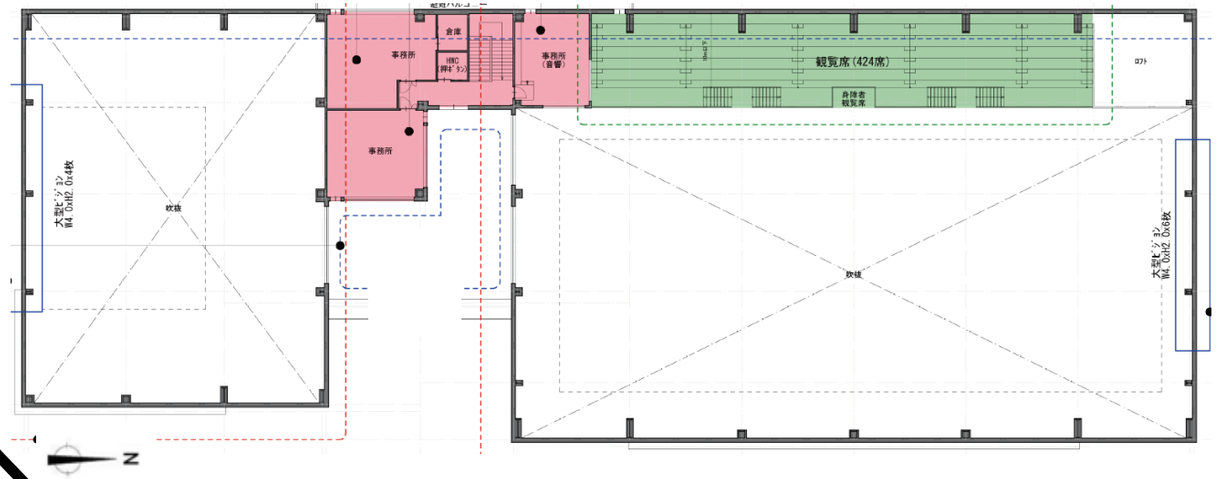




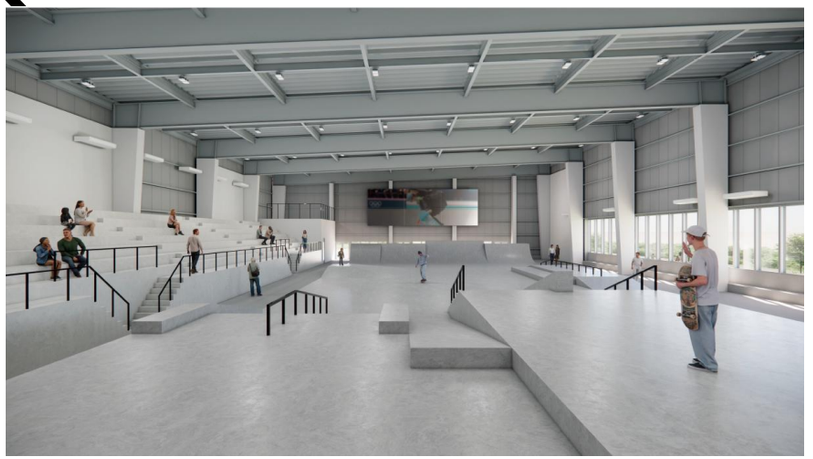
※事業者からの提案内容であり、内容が変更となる可能性があります。

（仮称）寒川町ストリートスポーツパークの平面図









※事業者からの提案内容であり、内容が変更となる可能性があります。

公園整備に向けた整備に向けた経過

整備に向けた経過	時期
パブリックコメント（SSP基本構想 公園基本計画※1）	令和7年4月～5月
町民説明会（SSP基本構想 公園基本計画※1）	令和7年5月（2回）
議会 可決（公園予定区域の告示、寒川町都市公園条例の改正）（事業者選定等に関する補正予算）	令和7年6月
議会 可決（SSP建設に関する債務負担行為）	令和7年8月
事業者の募集	令和7年10月～令和8年2月
議会　可決（SSP建設に関する債務負担行為変更）（道路・給水工事に関する予算）	令和8年3月
議会　可決（整備事業者との請負契約）	令和8年4月

※1（仮称）寒川町ストリートスポーツパーク整備に係る基本構想　（仮称）相模川一之宮公園整備に係る基本計画